

第1 産業廃棄物処理に係る本市の現状

○本市では、第3次京都市産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）の施策に取り組んだ結果、事業者による発生抑制等が着実に進捗した。

	平成20年度	平成30年度
発生量	2,718千トン	1,970千トン (約27.5%減)
埋立 処分量	116千トン	87千トン (約25.5%減)

また、廃プラスチック類（+11.9%）や木くず（+7.2%）等の再生利用率が、向上している。

第1 産業廃棄物に関する国の施策

○国の第四次循環型社会形成推進基本計画の策定（平成30年6月）
徹底的な資源循環、万全な災害廃棄物処理体制の構築、循環分野における基盤整備（技術開発等）などの方向性が示され、国以外の主体に対しても、様々な取組の推進が求められている。

○国のプラスチック資源循環戦略の策定（令和元年5月）
リデュース（使い捨てプラスチックの使用削減等）、リユース・リサイクル（プラスチック製容器包装・製品のデザインを技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとする等）の3Rに加え、リニューアブル（バイオマスプラスチックなどの再生可能資源の導入等）を基本原則として、重点戦略とマイルストーンが定められている。

指針策定の背景

第2 産業廃棄物に係る課題

★外国政府による輸入規制やバーゼル条約附属書の改正及び改正バーゼル法・省令の施行に伴うプラスチックの国内での滞留
（国外では有価で買い取られていたものが、国内では処理費用が必要なため廃棄物として処理代金を支払って処理）
○全国における最終処分場の残余状況
（全国の残余年数：16.4年（平成30年4月1日現在））
○産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）とのニーズの違いによる3Rの伸び悩み
（処理費用を抑えたい排出事業者と適正な料金でリサイクルしたい処理業者との間における思惑の不一致）

排出抑制・リサイクルの更なる推進

○産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処理の発生
★大規模な災害等の発生時の産業廃棄物処理体制の確保
（台風等による災害廃棄物の発生、新型コロナウイルスの感染拡大による廃棄物処理の停滞リスク）

適正かつ安定的な処理の確保

○産業廃棄物処理業に対する市民イメージの促進
（廃棄物を取り扱うことに対するイメージの向上）
○社会に必要な施設である産業廃棄物処理施設に対する市民的理解

産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

★・・・近年新たに課題となっている事項

新たな指針の策定等

【第3 新たな指針の策定】

本市は、産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）が融合して3Rの取組を行えるよう支援するとともに、引き続き、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の不適正な処理をしっかりと取り締まっていく必要がある。
⇒事業者による産業廃棄物の3Rと適正処理を効果的に推進していくため、産業廃棄物の処理に関する課題に対して、国などの施策を踏まえつつ、本市が行う取組の基本的な方向性を示した指針を策定

【第4 基本的考え方】

「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現も見据え、産業廃棄物の適正かつ安定的な処理の確保と、処理業者の地域社会との共生の実現を図りつつ、サーキュラー・エコノミー（循環経済）の考えに基づき、動脈産業と静脈産業との融合を通じて、更なる資源の循環を図ることにより、廃棄物の発生を少なくしつつ、循環資源による新たな価値を生み出し、経済成長と地球環境への負荷の削減との両立が図られた持続可能な循環型社会を目指す。

処理指導

【第5 処理指導の方向性】

基本的考え方に基づき、3つの指針を定め、具体的な処理指導に取り組む。

→詳細は裏面参照

見直し

【第6 その他】

おおむね5年ごとに実施している産業廃棄物実態調査の結果や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて指針の内容を見直し

指針1 排出抑制・リサイクルの更なる推進

- 1 持続可能な製品等の利用促進による廃プラスチック類等の排出抑制
 - ⇒事業者に対して、使い捨てプラスチックの使用を削減することのほか、設計段階において長期間の使用、修理等がしやすい設計とすることについての働きかけ
 - ⇒製品の再使用を促すビジネスモデル、モノ・サービスの共有を図るシェアリングサービス等を促進
 - ⇒市民に対して、エシカル消費やグリーン購入を促すことで、製品やサービスにおける事業者の行動を変革
- 2 国内処理が求められる廃プラスチック類の分別・リサイクルによる円滑な処理の推進
 - ⇒良質なプラスチックを素材レベルにまで分別し、マテリアルリサイクル（原料として再利用するリサイクル）に誘導
- 3 マテリアルリサイクル等が困難で単純焼却されている廃プラスチック類等のエネルギーとしての活用の促進
 - ⇒排出抑制・マテリアルリサイクル等が困難なため、焼却せざるを得ない廃プラスチック類等について、当面の間は、エネルギーとしての活用を啓発し、単純焼却される廃プラスチック類等を減らし、二酸化炭素排出量の削減に貢献
- 4 公共工事におけるリサイクルの「質」の向上
 - ⇒本市が発注する工事において、引き続き、建設廃棄物の再資源化施設への搬入を徹底
 - ⇒より質の高いリサイクルを目指すため、再生資材としての利用状況等を把握
 - ⇒建設汚泥の現場内利用や工事間利用の推進に向けて検討
- 5 新たなリサイクル処理技術を活用した下水汚泥のリサイクルの推進
 - ⇒下水処理に伴う汚泥の一部について「低温炭化燃料化技術」で固形燃料化し、石炭の代替燃料としてリサイクルする取組をサポート
- 6 少量排出事業者における分別・リサイクルの推進
 - ⇒産業廃棄物の排出量が少ない複数の事業者の産業廃棄物について、収集運搬コストの低減化が図れる仕組みを検討
 - ⇒本市クリーンセンターにおける検査及び排出事業者への啓発・指導のあり方について検討
- 7 新素材のリサイクルの推進
 - ⇒公益社団法人産業資源循環協会等と連携して情報を収集し、排出事業者に情報提供
 - ⇒国に対し、リサイクル処理技術の推進について働きかけ
- 8 排出事業者による排出抑制・リサイクルに係る優れた取組に対するインセンティブの付与
 - ⇒高度な3Rの取組（産業廃棄物のゼロエミッションなど）を顕彰する仕組みを構築
 - ⇒排出事業者の優れた取組事例を紹介
- 9 ICT化による産業廃棄物の処理の効率化及び高度化の推進（電子マニフェストの利用促進等）
 - ⇒電子マニフェストの利用や産業廃棄物の処理契約の電子化を促進するなど、産業廃棄物の処理のICT化を誘導する施策を推進
- 10 排出事業者と優良な産業廃棄物処理業者等をつなぐ仕組みの構築
 - ⇒京都府等と連携し、排出事業者と優良な産業廃棄物処理業者等をつなぎ、両者の協働を推進する取組を検討
 - ⇒排出事業者の適正処理及びリサイクルの推進等に資する情報発信を充実

指針2 適正かつ安定的な処理の確保

- 1 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導
 - ⇒発生の防止のため、パトロールのほか、監視カメラなどのデジタル機器も駆使しながら、警察など他の関係機関とも連携し、徹底して監視
 - ⇒発生事案に対し、全量撤去に向けて指導を行うとともに、悪質性の高い事業者には厳正・迅速に対応
- 2 有害廃棄物（PCB廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物等）の適正処理の確保
 - ⇒有害廃棄物が適正処理されるよう、事業者に対し指導
- 3 災害時の廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化
 - ⇒産業廃棄物の処理に関する処理業者のノウハウを活用しながら、災害時の廃棄物を迅速かつ円滑に処理できるよう、人材や資機材の面における協力支援体制を強化
- 4 産業廃棄物処理業者によるBCP（業務継続計画）の策定の推進
 - ⇒大規模な災害や感染症への対応策をまとめた業務継続計画をあらかじめ策定するよう働きかけるとともに、策定を促進する取組を実施

指針3 産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

- 1 処理業者の地域活動への参加の促進
 - ⇒地域の清掃活動や行事への参加、産業廃棄物処理施設の見学者の受け入れ等の処理業者による優良な取組事例を本市が紹介し、これらの取組を他の産業廃棄物処理業者にも拡大
- 2 産業廃棄物処理業に対するイメージの向上
 - ⇒産業廃棄物処理業が果たす社会的役割等について、より分かりやすく、広く市民に啓発するための手法について検討を進め、より効果的に啓発
 - ⇒処理業者の労働安全衛生に関する取組を促進し、業界に対するイメージを向上

その他

- 1 本市の取組に対する点検・意見聴取
 - ⇒産業廃棄物の資源循環の推進を図る新たな取組を効果的に実施していくため、京都市産業廃棄物資源循環推進会議を設置し、本市の取組状況について定期的な報告と点検を実施
 - また、循環型社会の構築に向けた本市の取組に対する意見を聴取
- 2 事業系一般廃棄物の施策との連携
 - ⇒産業廃棄物を排出する事業者は、紙くず、木くず等の事業系一般廃棄物も排出することから、本市の事業系一般廃棄物の施策ともしっかりと連携し、指導を実施

（参考）指針に掲げる取組の進展を測る指標について

本指針に盛り込まないが、事業者による産業廃棄物の3Rや適正処理の取組の進展の状況を把握し、本市の指導等にかすため、以下の指標を設定する。

1 産業廃棄物の埋立処分の削減量

平成30年度（実績）	令和10年度（指標）
87千トン	76千トン

※ 関連する取組・・・指針1-1～8

2 産業廃棄物の再生利用率

	平成30年度（実績）	令和10年度（指標）
汚泥	4.4% (81.6%)※	5.1% (95%)※
がれき類	96.4%	98%
廃プラスチック類	78.6%	92%
木くず	93.7%	95%

※ 汚泥は水分を多く含んでおり、()内は水分を除いた場合の再生利用率である。

※ 関連する取組・・・指針1-2～8, 10

3 産業廃棄物の不法投棄

徹底した監視により不法投棄の発生が未然に防止されるとともに、仮に、不法投棄が発生した場合も、迅速な対応により生活環境の保全が図られている状態を維持する。

※ 関連する取組・・・指針2-1